



【重要】マイナ保険証未登録者の方へ

11月21日にグループ各社の健保担当部門へ納品します



2025年12月2日より従来の健康保険証は使用することができなくなります。

マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には「資格確認書」が必要です。

「資格確認書」の配付について

(健保から11月21日にグループ各社の健保担当部門へ納品し、順次配付されます。)

① 「資格確認書」について

「資格確認書」は医療機関等でマイナ保険証による資格確認ができない状況にある方に
対して、有効期限を定めて交付するものです。

- ・「ハガキサイズの紙」での交付（全員一律）になります。
 - ・健康保険証とは異なり、有効期限（2029年10月31日※）があります。
- ※有効期限が近くなりましたら、健保HP等でお知らせします。
- ・紛失等の再交付には1,000円かかります。

② 一斉配付の対象者について

- ・マイナ保険証未登録の方（マイナンバーカードを持っていない方を含む）
- ・健保でマイナンバーを登録されていない方
 - 事業主にマイナンバーを届出していない方
 - タイムラグ等により、現時点では、事業主から健保にマイナンバーが届出されていない方
- ・マイナンバーカードまたは電子証明書の有効期限切れの方

Q. 「資格確認書」をもらいましたが、マイナ保険証登録をしました。

「資格確認書」の返却は必要ですか？

- A. マイナ保険証登録後の「資格確認書」の返却は**任意**になりますが、「資格確認書」の
有効期限内に退職などで健康保険の資格を失った場合は、「資格確認書」の返却が
必要になりますので、**必ずご自身で保管してください。**
事前に「資格確認書」の返却を希望される場合、勤務先の健康保険担当部署
(例: FF給事セ、SATO、各社人事・総務など) まで、マイナ保険証を登録したことを
お伝えの上、ご返却ください。